

## 新見駅西エリア整備事業者選定審査会設置要領

(設置)

第1条 新見駅西エリア整備事業 都市拠点施設整備募集要項に基づく新見駅西エリア整備事業都市拠点施設整備（以下「西エリア整備事業」という。）実施に当たり、新見駅西エリア整備事業者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 西エリア整備事業優先交渉権者の選定に関する事
- (2) その他審査会が必要と認める事

(組織)

第3条 審査会は、委員長、副委員長、委員をもって組織する。

2 委員長は副市長、副委員長は総務部長とし、委員は次に掲げる者で構成する。

- (1) 産業部長
- (2) 建設部長

3 委員長は、必要があると認めるときは、外部から委員を選任することができる。

(委員長)

第4条 委員長は、審査会を総括する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(審査会)

第5条 審査会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴取することができる。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、総務部総合政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年8月19日から施行し、西エリア整備事業優先交渉権者の選定をもって廃止する。